

相続手続き 期限一覧チェックリスト

公的な期限を出典つきで一覧化（一般的な情報提供）

登録不要・無料・2026年版

相続の手続きでいちばん怖いのは、知らないうちに期限を過ぎてしまうことです。相続放棄は3か月、相続税の申告は10か月と、後戻りできない期限がいくつもあります。このシートは、期限のある手続きだけを日数順に並べ、それぞれの根拠となる公的ページを併記しました。個別の判断は税理士・司法書士・弁護士にご相談ください。

期限のある手続き一覧

起算日は手続きごとに違います。死亡日から数えるもの（死亡届）と、相続の開始を知った日から数えるもの（相続放棄）が混在するため、日付は必ず控えておいてください。

☐ 7日以内 死亡届の提出

死亡の事実を知った日から7日以内に、市区町村の窓口へ提出します（国外で死亡した場合は3か月以内）。火葬許可の前提となる届出です。

出典：法務省：死亡届

☐ 10日／14日以内 年金受給権者死亡届

年金を受けていた方が亡くなったときの届出。厚生年金は10日以内、国民年金は14日以内が目安です。マイナンバーが収録されている場合は原則不要とされています。

出典：日本年金機構

☐ 14日以内 健康保険・介護保険の資格喪失、世帯主変更

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の資格喪失の届出と保険証の返却、世帯主が亡くなった場合の世帯主変更届。市区町村の窓口で行います。

出典：厚生労働省／市区町村

☐ 3か月以内 相続放棄・限定承認の申述

自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、家庭裁判所へ申述します。借入れの有無が分からず判断できないときは、期間の伸長を申し立てられる制度があります。

出典：裁判所

☐ 4か月以内 準確定申告

亡くなった方に確定申告が必要だった場合、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、相続人が代わって申告・納税します。

出典：国税庁 No.2022

☐ 10か月以内 相続税の申告・納付

相続税がかかる場合、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告・納付します。配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例は、原則として申告が適用の前提です。

出典：国税庁 No.4205

☐ 3年以内 相続登記の申請

2024年4月1日から義務化されました。不動産を取得したことを知った日から3年以内に登記を申請します。正当な理由なく怠ると過料の対象になり得ます。過去の相続分も対象です。

出典：法務省

期限の前にやっておくこと

期限のある手続きは、どれも「誰が相続人か」「何が財産か」が分からないと進みません。次の3つを先に固めると、以降の判断が一気に楽になります。

☐ 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本を集めた（相続人の確定に使う）

☐ 相続人全員の連絡先を把握した

☐ 預貯金・不動産・保険・有価証券・借入れを財産の一覧にした（番号は書かない）

☐ 固定資産税の納税通知書から、所有していた不動産を洗い出した

☐ 遺言書の有無を確認した（自筆のものは開封せず家庭裁判所の検認へ）

☐ 法定相続情報一覧図の取得を検討した（各種手続きで戸籍の束の代わりに使える）

期限が決まっていない手続き

遺産分割そのものに法律上の期限はありませんが、10年を過ぎると特別受益・寄与分の主張ができなくなる仕組みが2023年から始まっています。放置しない方が選択肢は多く残ります。

- ☐ 遺産分割の話し合い（相続開始から10年で特別受益・寄与分の主張が制限される）
- ☐ 預貯金の名義変更・払戻し（金融機関ごとに必要書類が異なる）
- ☐ 生命保険金の請求（保険会社の約款で期間が定められている場合がある）
- ☐ 公共料金・携帯・サブスクの解約（放置すると請求が続く）
- ☐ 自動車・株式などの名義変更

専門家に相談する目安

手元の書類集めや役所の届出はご自身でも進められますが、次のいずれかに当てはまるときは、早い段階で専門家に相談した方が結果的に費用も時間も抑えられます。

- ☐ 相続人の間で話がまとまらない、連絡が取れない人がいる → 弁護士
- ☐ 相続税がかかりそう、特例を使えるか分からない → 税理士
- ☐ 不動産の名義を変える、相続人が多い → 司法書士
- ☐ 借入れが多く、相続放棄を検討している → 弁護士・司法書士（3か月の期限に注意）
- ☐ 行方不明の相続人がいる、未成年の相続人がいる → 家庭裁判所の手続きが必要

出典（公的機関）

1. 法務省：死亡届
<https://www.moj.go.jp/ONLINE/FAMILYREGISTER/5-4.html>
2. 日本年金機構：年金を受けている方が亡くなったとき
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu/20140731-01.html>
3. 厚生労働省：国民健康保険制度
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryouhoken/koukikourei/index_00002.html
4. 裁判所：相続の放棄の申述
https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_13/index.html
5. 国税庁 No.2022 納税者が死亡したときの確定申告（準確定申告）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2022.htm>
6. 国税庁 No.4205 相続税の申告と納税
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4205.htm>
7. 法務省：相続登記の申請義務化について
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00599.html

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com

本チェックリストは一般的な情報提供です。制度・期限は改正されることがあるため、実際のお手続きの際は各出典の公式ページと、お住まいの市区町村の最新の案内をご確認ください。個別の相続・税務・登記・法律のご判断は、税理士・司法書士・弁護士など各分野の専門家にご相談ください。口座番号・暗証番号・パスワードは、紛失時の悪用を防ぐため本シートに書き込まないでください。

個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。© 生前整理支援センター ふれあいの丘